

当社の労働者派遣業務について

令和3年度労働者派遣事業（年度報告）を基に情報を公開いたします。

- ① 令和4年6月1日付け 派遣労働者数 16人
- ② 令和3年度 派遣先事業所数(実数) 6事業所
- ③ 令和3年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額 22,726円(8時間 全業務平均)
- ④ 令和3年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 16,813円(8時間 全業務平均)
- ⑤ 令和3年度 マージン率平均 26.0%

※ 計算式
$$\frac{\text{③} - \text{④}}{\text{③}} \times 100 = 26.01\cdots \Rightarrow 26.0$$

※ 賃金には、給料・手当・賞与を含みます。

※ マージンには、社会保険料・教育訓練費・福利厚生費・年次有給休暇費用・会社運営費などが含まれます。

⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容

訓練種別 訓練方法OJT・OFF-JT	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	実施主体	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
ビジネスマナー基礎 (OFF-JT)	入職時	派遣元事業主	無償	有給
個人情報/機密情報保護 (OFF-JT)	入職時	派遣元事業主	無償	有給
品質管理 (OFF-JT)	入職時	派遣元事業主/ 派遣先事業主	無償	有給
安全管理 (OFF-JT)	入職時	派遣元事業主/ 派遣先事業主	無償	有給
パーソナル研修 (OFF-JT)	入社1年後の希望者	派遣元事業主	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口 saito-h@futakan.co.jp 若しくは 電話番号 0240-25-8857 (齊藤)

⑦ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

- 各種保険（雇用保険、厚生年金、健康保険） ○定期健康診断受診 ○通勤費支給
○年次有給休暇、育児休業制度、介護休業制度、特別休暇 ○公的資格取得支援

⑧ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- 労使協定を締結していない
 労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和5年3月31日）
・協定労働者の範囲（放射線管理・施工管理・一般事務・自動車運転 等）

会社名 双葉環境整備株式会社
許可番号 派07-300494